

議案第5号

みよし市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

みよし市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定めるものとする。

令和8年3月2日提出

みよし市長 小山 祐

みよし市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。次条において「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 この条例に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、基準省令に定めるところによる。

(一般原則)

第4条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設け

なければならない。

- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児室の面積)

第5条 乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため必要があるからである。